

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年10月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年11月14日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成20年11月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|-------------|-----------------------------------|-------------|
| 高松市前田土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東谷池地区 | 高松市産業部土地改良課 |
| 高松市川添土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西天神地区 | 〃 |
| 高松市西植田土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥本谷池地区 | 〃 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦山西地区 | 〃 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長谷地区 | 〃 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 青池地区 | 〃 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥の池地区 | 〃 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一の井地区 | 〃 |